



答 申

平成23年9月2日に諮問された政務調査費制度に関する見直しについて、検討した結果を別紙のとおり答申します。

平成24年5月14日

山口県議会議長 柳 居 俊 学 様

議会改革検討協議会
会 長 新 藤 精



政務調査費制度に関する見直しについて

本検討協議会において取りまとめた検討結果及び見直し案は、以下のとおりである。

1 交付額の検証

政務調査費は、調査研究活動に伴い、現に要した経費を実費弁償するものであり、手続き的には、収支報告書を作成・提出するとともに、交付額に残余がある場合には、当然に返還することとなるものである。

交付額については、本県では、約半数の議員が交付額を超える調査研究活動経費の実績があり、今後、さらに活発化することが求められる議員の調査研究基盤を確保するためには、当面は、現行の月額35万円を維持することが必要と考える。

なお、本県の交付額は、平成8年度以降は現在の額に据え置かれ、全国的な交付水準から見て全国平均に位置し、県の規模等から見た他県比較においても均衡はとれており、突出したものはなっていない。

以上の点から、交付額については、現行どおりとするものの、その執行については、より適切な対応が求められるため、使途基準等の明確化や統一化を図るとともに、県民に対する説明責任が果たせるよう、透明性を一層確保していく必要がある。

2 使途基準の明確化

使途基準については、不明確な部分や分かりにくい部分があるとの指摘等があり、議員自らの責任において、県民から疑念を招くことのないよう適切な運用を行う必要がある。

このため、制度の趣旨は尊重しつつ、より適切な運用が図れるよう、次のとおり見直すべきである。

(1) 充当の可否の明確化等

充当の可否や調査目的の記載など各議員間で統一的な取扱いをすべきものや、今後、疑義が発生すると考えられるものなどについて検討を行った結果、「使途基準を明確にすべき事項」と「使途基準を見直すべき事項」として、別表のとおり取りまとめた。

(2) 按分方法の明確化・統一化

政務調査活動以外の活動と一体的に行われる活動については、合理的な方法により按分することとなっているが、その按分方法の取扱いについて検討を行った結果、広報費を除き政務調査活動とその他の活動が混在する場合の按分割合は2分の1を上限とする。

3 透明性の確保

(1) 提出書類の充実

これまでの収支報告書及び支出に係る全ての領収書に加え、新たに県政報告等の広報紙を提出する。

(2) 県民への情報公開

収支報告状況について、新たに県議会のホームページを活用し、各議員への交付額、収支報告額及び返還額を公開することとし、平成23年度の収支報告から行うことが適当である。

(3) 適切な会計処理

① 会計責任者の明確化

政務調査費の支出については、その内訳を明らかにした会計帳簿を調製し、及び証拠書類等を整理し、これらの書類を5年を経過する日まで保存しなければならない義務が条例に規定されていることから、会計責任者を明確にし、適切な会計処理と関係書類等の整理・保存等を徹底する。

② 既存「収支報告書作成システム」の活用

収支報告書作成にあたり、事務の軽減を図る観点から、平成20年に作成した収支報告書作成システムの活用を図ることとし、このシステムの周知を図る。

4 適用時期

既に平成24年度の執行は始まっているが、早急に全議員に周知をした上で、平成24年4月1日以降の支出について適用する。

■ 使途基準を明確にすべき項目

区 分	項 目	取 扱 い
調査研究費 研 修 費	○具体的な調査先等が付記されていない視察旅行の取扱い	・調査目的、相手先の記載のないものは原則充当不可
	○調査研究用自動車リース料の取扱い	・充当割合 1/2 を限度 ・買い取りは不可 ・契約：車検、修理代等を除く ・契約相手方：リース会社に限る
	○高額な委託料等の取扱い	・領収書に調査委託目的を付記
広 報 費	○地元住民の議会傍聴用バスの借上げ経費の取扱い	・充当不可
	○広報資料の郵送代の取扱い（郵便以外の個別訪問の配布業者及び個人への依頼）	・地域事情等もあることから、議員の責任において判断
事 務 所 費	○議員が役員等の関連会社への毎月定額の経費支払いの取扱い	・実績に応じて按分（定額不可）
	○自宅に事務所を併設している場合の水道・下水道及びガス代の取扱い	・1/2 を限度とし、実績に応じて按分
事 務 費	○NHK、ケーブルテレビ受信料の取扱い	・基本契約のみ対象
領収書関係	○年度末一括領収書の取扱い	・支払いの都度の領収書を添付
	○家族あて領収書、家族・会計担当者の個人カードによる購入に係る取扱い	・議員名のものに限る
	○証拠書類不添付の場合の取扱い	・事実を証すべき領収書がない場合は充当不可
按 分 関 係	○明確な按分基準のない経費の取扱い	・按分可能な経費を整理の上、明記
選 挙 改 選 関 係	○県議選期間中における関係経費の取扱い	・誤解を与えないよう慎重な取扱いが必要
そ の 他	○量販店等で付与されるポイントの取扱い	・量販店等で付与されたポイント相当額を控除して充当

■ 使途基準を見直すべき項目

区 分	項 目	取 扱 い
研 修 費	○議員連盟会費の取扱い	・ 今後、充当不可
資 料 費	○所属する政党機関誌の取扱い	・ 所属政党以外の機関誌は各 1 部 充当可
事 務 費	○事務所運営等のための消耗品の取扱い (清涼飲料水等への充当)	・ 事務所における政務調査活動に要する社会通念上妥当と考えられる茶菓のみ充当可
	○事務所の維持管理に用いる消耗品の取扱い (食器洗剤、スポンジ、芳香剤等への充当)	・ 蛍光灯以外は充当不可
	○パソコン購入の取扱い	・ 充当可とするが、任期終了前の高額備品の購入等は留意
人 件 費	○親族雇用の取扱い	・ 生計を一にする親族は充当不可
按 分 関 係	○按分が費目ごとに異なる事例の取扱い	・ 実態に応じた適切な按分 (1/2 を上限)